

財 政 局  
市 税 事 務 所

名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第 2 条 事務所の所管事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市税（給与からの特別徴収の方法によって徴収するもの、<u>軽自動車税の環境性能割及び市たばこ税を除く。</u>）、県税（普通徴収及び公的年金からの特別徴収の方法によって徴収するものに限る。）及び国税（普通徴収及び公的年金からの特別徴収の方法によって徴収するものに限る。）の賦課に関する事</p> <p>(2) 市税（<u>軽自動車税の環境性能割を除く。</u>）、県税（個人の県民税に限る。）及び国税（森林環境税に限る。）の徴収（還付事務その他の収納整理事務を除く。）に関する事</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）に規定する過料（<u>軽自動車税の環境性能割及び市たばこ税</u>に関するものを除く。）の徴収に関する事</p>	<p>第 2 条 事務所の所管事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市税（給与からの特別徴収の方法によって徴収するもの及び市たばこ税を除く。）、県税（普通徴収及び公的年金からの特別徴収の方法によって徴収するものに限る。）及び国税（普通徴収及び公的年金からの特別徴収の方法によって徴収するものに限る。）の賦課に関する事</p> <p>(2) 市税、県税（個人の県民税に限る。）及び国税（森林環境税に限る。）の徴収（還付事務その他の収納整理事務を除く。）に関する事</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）に規定する過料（市たばこ税に関するものを除く。）の徴収に関する事</p>

(5)～(8) (略)

2 (略)

第3条 事務所に次の組織を置く。

(略)

固定資産税課

(略)

課長補佐(償却資産)

固定資産評価課(金山の事務所に限る。)

(略)

2～6 (略)

第4条 事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

(略)

徴収課

(1)～(8) (略)

(9) 軽自動車税(種別割に限る。以下徴収課の項において同じ。)の調査及び賦課に関する事(金山の事務所に限る。)

(10)～(12) (略)

(略)

市外滞納整理課

(1) 市外の区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税(軽自動車税の種別割を除く。)に係る徴収金(特別滞納整理課の主管に属するものを除く。以下市外滞納整理課の項において「市税に係る徴収金」という。)の納税相談及び滞納整理に関する事。

(2)～(8) (略)

(略)

固定資産税課

(1) 固定資産の調査及び評価に関する事(固定資産評価課の主管に属するものを除く。)

(2) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。

(3) 固定資産税の犯則事件の調査に関する事

(5)～(8) (略)

2 (略)

第3条 事務所に次の組織を置く。

(略)

固定資産税課

(略)

固定資産評価課(金山の事務所に限る。)

(略)

償却資産課税課(金山の事務所に限る。)

課長補佐(償却資産統括)

課長補佐(償却資産)

2～6 (略)

第4条 事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

(略)

徴収課

(1)～(8) (略)

(9) 軽自動車税の調査及び賦課に関する事(金山の事務所に限る。)

(10)～(12) (略)

(略)

市外滞納整理課

(1) 市外の区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税(軽自動車税を除く。)に係る徴収金(特別滞納整理課の主管に属するものを除く。以下市外滞納整理課の項において「市税に係る徴収金」という。)の納税相談及び滞納整理に関する事。

(2)～(8) (略)

(略)

固定資産税課

(1) 土地及び家屋の調査及び評価に関する事(固定資産評価課の主管に属するものを除く。)

(2) 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。

(3) 土地及び家屋に係る固定資産税の犯

<p>ること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 税務窓口において行う固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関すること。</p> <p>(6) その他固定資産税及び都市計画税に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>固定資産評価課</p> <p>(略)</p>	<p>則事件の調査に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 税務窓口において行う<u>土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関すること。</u></p> <p>(6) その他<u>土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税に関すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>固定資産評価課</p> <p>(略)</p> <p><u>償却資産課税課</u></p> <p>(1) <u>償却資産の調査及び評価に関すること。</u></p> <p>(2) <u>償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。</u></p> <p>(3) <u>償却資産に係る固定資産税の犯則事件の調査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>税務窓口において行う償却資産に係る固定資産税に関する相談その他の窓口事務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他償却資産に係る固定資産税に関すること。</u></p>
--	--

附 則

- この達は、令和8年4月1日から施行する。
- 名古屋市税務職員表彰規程（昭和26年名古屋市達第16号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 税務関係諸団体 次の団体をいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）第3条に規定する管理課、徴収課、市外滞納</p>	<p>第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 税務関係諸団体 次の団体をいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）第3条に規定する管理課、徴収課、市外滞納</p>

整理課、特別滞納整理課、市民税課、法人課税課、固定資産税課及び固定資産評価課

整理課、特別滞納整理課、市民税課、法人課税課、固定資産税課、固定資産評価課及び償却資産課税課